

## 第5章 景観法に基づく個別方針など

### 5-1 景観重要建造物の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

次に該当するもののうち、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見でき、地域の景観上重要と認められる建造物を対象に、所有者の合意を得た上で指定するものとします。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められる建造物
- ・地域の景観の核となり又は景観形成を先導し、あるいは継承し特徴づけている建造物
- ・地域における伝統的な様式を継承していると認められる建造物
- ・地域において広く親しまれている建造物（適正に管理されているもの）

### 5-2 景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

次に該当するもののうち、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見でき、地域の景観上重要と認められる樹木を対象に、所有者の合意を得た上で指定するものとします。

- ・歴史的又は文化的、自然的に価値が高いと認められる樹木
- ・地域のランドマークやシンボルとなり又は地域の景観を特徴づけている樹木
- ・地域に広く親しまれている樹木（適正に管理されているもの）

### 5-3 屋外広告物の景観形成に関する方針

(景観法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、案内や情報提供などの役割を担うとともに、その設置目的から目にとまりやすいものであり、地域の印象を左右するなど景観形成に大きな影響を持っています。特に鉄道駅周辺や幹線道路沿道、あるいは商店街などにおいては、まちの賑わい創出に寄与する一方で、無制限に掲出されると広告物ばかりが目立つこととなり、街並みの魅力を損なうことも懸念されます。

本市では、大阪府屋外広告物条例に基づく、許可・禁止などの制度を適用し、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に対する表示面積や高さなどの規制を行っています。

併せて、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為につきましては、本計画に示す良好な景観形成に関する方針や景観形成基準に即して、周辺の景観との調和が保たれるよう、適切な掲出及び設置を規制・誘導していきます。

## 5-4 公共施設の景観整備に関する方針

(景観法第8条第2項第4号ロ)

公共施設（道路、河川、公園など）は、景観の骨格をなすものや地域景観の核となるものであり、市民等の景観に対する意識啓発を促す役割を果たすと同時に、長期にわたって地域の良い景観形成の先導的役割を担う重要な施設です。そのため、市が自ら積極的に公共施設の景観形成に取り組み、本市の景観をより高める創意工夫のある魅力的な景観整備を行う必要があります。

人々の心に残る美しい街並みや風景を形成するには長い年月を要しますが、市が公共施設の景観整備（その後の維持管理含む）に先導的に取り組むことで、良い景観形成の必要性を市域全体に広め、市民の景観に対する意識醸成を図ってまいります。

### ●景観重要公共施設の指定の方針

次に該当するもののうち、施設管理者との協議・調整を踏まえて、合意の得られたものを順次景観重要公共施設に指定し、周辺の良い景観と調和した公共施設の整備を行うものとします。

- ・ 景観の骨格やシンボルとして多くの人の目に触れ、市の景観形成上重要な公共施設
- ・ 良い景観のシンボルとなり景観形成の先導的な役割を果たすなど重要な公共施設
- ・ 重点的に景観形成を図る区域やその近隣にある公共施設
- ・ 景観資源として多くの市民から親しまれている公共施設

### ●施設区分ごとの景観形成の基本方針

施設区分ごとに景観形成の基本方針を定め、整備・維持・管理にあたり良い景観形成を推進していきます。

市が整備する施設のみならず、国や府が所管する施設についても、本計画の方針に即したものとなるよう配慮を求めています。

施設区分	景観形成の基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各路線が通る地域の景観類型に応じて、沿道と調和した景観形成を図る。</li> <li>・ 緑の確保にあたっては、沿道の民有地内の植栽や生垣などとの調和や連携に配慮し、道路空間の修景整備を図る。</li> <li>・ 歩行者などの安全性と快適性を重視した仕上げとする。</li> <li>・ 整備する場所の特性を踏まえ、必要に応じ、風格や趣き、賑わい等を印象づける舗装の素材の選択に努める。</li> </ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然を活かし、河川と河川沿いの緑が一体となった水と緑の景観形成を図る。</li> <li>・ 橋や沿岸から上流・下流方向への眺望に配慮し、ゆとりと潤いを感じられる景観形成を図る。</li> <li>・ 生態系の保全にも配慮し、自然環境と調和した河川景観の形成を図る。</li> <li>・ 治水や防災に支障のない範囲内において、親水性の確保を考慮し、自然に親しめる景観形成に努める。</li> </ul>

施設区分	景観形成の基本方針
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園が位置する地域の景観類型に応じて、周辺との連続性や調和に配慮した景観形成を図る。</li> <li>・公園の植栽については、できる限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定などに配慮する。</li> <li>・公園内に設ける建築物・工作物、あるいは園路、広場、休養施設等には、できる限り自然の材料を利用し、過剰な形態・意匠、色彩を避け、公園全体の調和に配慮する。</li> </ul>
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各橋りょうが位置する地域の景観類型に応じて、周辺と調和した景観形成を図る。</li> <li>・周辺の景観資源や眺望に配慮した意匠、色彩となるよう配慮する。</li> <li>・排水管や電線管等の付帯施設は目立たぬよう工夫し、橋りょう本体との調和に努める。</li> </ul>
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設が位置する地域の景観類型に応じて、周辺と調和した景観形成を図る。</li> <li>・敷地際は緑を配置し、やすらぎや潤いを感じることが出来る空間創出に努める。</li> </ul>

●景観重要公共施設における占用許可に関する方針

景観重要公共施設において工作物等の占用許可を行う場合は、下記事項に配慮することとします。

【民間の占用物件について】

- ・公共施設からの眺望や、周辺景観との関係性に配慮して設置します。
- ・色彩、素材に関しては、経年変化による見え方に配慮しつつ、周辺景観との調和を図ります。

【公共施設の整備の一環となる物件について】

- ・公共施設に付帯する案内板やサイン等については、周辺の自然環境や街並みと調和した位置、規模、形態、色彩等とします。
- ・街路樹等の植栽については、公共施設やその周辺環境に潤いや彩りを添える要素として意識し、適切な維持管理を図ります。